



**所沢市議会基本条例第31条第1項の規定に基づく
検討結果報告書**

**令和元年9月
所沢市議会**

1 趣旨

所沢市議会は、平成21年3月に所沢市議会基本条例（以下「条例」という。）を施行した後、積極的に議会の活性化および議会改革を行い、一般質問の一問一答方式の実施をはじめ、議会報告会の開催、政策討論会の開催、意見提案手続の実施、議員定数の見直しなど様々な取り組みを実施してきたところである。

本報告書は、一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するとして条例第31条第1項の規定に基づき実施した目的の達成度等の検討結果を取りまとめたものである。

なお、この報告書により、同条第2項の規定に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 対象項目

- (1) 条例の条項ごとに、目的の達成度について評価した。
- (2) 評価に係る理由や実績、出された意見や課題を記載した。

3 実施日

令和元年7月16日、同月26日

4 結果

別紙のとおり

所沢市議会基本条例第31条の規定に基づく検討結果表

条 項	達成度	その理由又は実績等	出された意見や課題		
第1章 総則	(目的)				
	第1条	—	確認		
	(議会の役割)				
	第2条	第1項	—	確認	
	第2項	—	確認		
第2章 議会及び議員の 活動原則	(議会の活動原則)				
	第3条	柱 書	—	確認	
		第1号	○	政務活動費の公開	
		第2号	○	議員の賛否の公開	
		第3号	○	議案質疑・一般質問で課題を明らかにしている	
	第4号	○	モニターの活用（試行）	ユニバーサルデザインの視点からも、子育て世代や障害者の方も傍聴しやすくなるような環境整備が必要である。	
	(議員の活動原則)				
	第4条	柱 書	—	確認	
		第1号	—	確認	
		第2号	—	確認	
		第3号	—	確認	
	(会派)				
	第5条	第1項	—	確認	
		第2項	—	確認	
第3項		—	確認		
第3章 市民と議会の関 係	(市民参加及び市民との連携)				
	第6条	第1項	○	非公開・秘密会なし	
		第2項	○	公聴会、参考人招致	
		第3項	○	議会報告会、みみ丸カフェ	
	(議会報告会)				
	第7条	○	年4回開催	議会報告会については定例会ごと実施することと内容の見直しを行うべきである。	
	(意見提案手続)				
第8条	○	議会基本条例改正時に実施			
第4章 議会と行政の関 係	(議員と市長等執行機関の関係)				
	第9条	柱 書	—	確認	
		第1号	○	3回の回数制限ありと回数制限なしの2方式	
		第2号	—	確認	
	(議決事件の追加等)				
	第10条	第1項	△	検討実績なし	総合戦略や公共施設等総合管理計画など、市の今後の方向性を大きく左右する計画については、課題として議決事件と追加することについて検討すべきである。
		第2項	—	確認	
	(閉会中の文書による質問)				
	第11条	第1項	○	H28子どもの貧困に関する質問	
		第2項	—	確認	
第3項		○	H28子どもの貧困に関する質問HPに掲載		
第5章 議会における審 議	(議会審議における論点情報の形成)				
	第12条	第1項柱書	○	議会基本条例改正時にパブコメ等を実施	意見書以外の議員提出議案を出すときにはこの条文を使いこなしているはずである。
		第1号	—	確認	
		第2号	—	確認	
		第3号	—	確認	
		第4号	—	確認	
		第5号	—	確認	
第2項	○	執行部による資料の作成あり			
第6章 議員間の自由討 議	(議員間の自由討議)				
	第13条	第1項	○	委員会において実施	
		第2項	○	最小限度の要求の実施	
	(政策討論会)				
第14条	○	開催実績あり			

所沢市議会基本条例第31条の規定に基づく検討結果表

条 項	達成度	その理由又は実績等	出された意見や課題	
第7章	(委員会の運営等)			
委員会の活動	第15条	第1項	○ 政策提言の実績あり	
		第2項	○ 年8回の開催	
	(議会運営委員会)			
	第16条	—	確認	
第8章	(政務活動費)			
政務活動費	第17条	第1項	—	確認
		第2項	○ 収支報告書の公開	領収書の公開をすべきである。収支報告書だけではなく、差引簿まで公開すべきである。
第9章	(議員研修の充実強化)			
議会及び議会事務局の体制整備	第18条	第1項	—	確認
		第2項	○ 開催実績あり	
		第3項	○ 視察の実施	
	(議会事務局の機能強化)			
第19条	第1項	○	事務局職員1名増の実績あり	
	第2項	○	実施	
	第3項	△	活用実績なし	できる規定であり、義務規定ではないので、達成の評価としては他のものと異なる。
	(予算の確保)			
第20条	△	予算要求どおりではない		
	(議会図書室)			
第21条	第1項	—	確認	
	第2項	○	図書の充実	
	(議会広聴広報の充実)			
第22条	第1項	○	広報誌、HP、みみ丸カフェ、議会報告会	
	第2項	○	広聴広報委員会の設置	表現として、実態に合わせ「会議体」ではなく、「広聴広報委員会」とすべきである。
	(専門的識見の活用)			
第23条	○	活用実績あり		
	(附属機関の設置)			
第24条	○	政策研究審議会の設置		
第10章	(議員の政治倫理)			
議員の政治倫理、身分及び待遇	第25条	—	確認	
	(議員定数)			
第26条	第1項	—	確認	
	第2項	○	提出する場合にはこの規定を遵守	
	第3項	○	提出する場合にはこの規定を遵守	
	(議員報酬)			
第27条	第1項	—	確認	
	第2項	○	提出する場合にはこの規定を遵守	
	第3項	○	提出する場合にはこの規定を遵守	
第11章	(災害時における議会の活)			
災害時における議会の活動	第28条	○	災害対策会議設置要綱を整備	
第12章	(他の自治体の議会との交流及び連携)			
他の自治体の議会との交流及び連携	第29条	○	視察による交流及び二区議長会等による連携	
第13章	(議会評価)			
議会評価及び見直し手続	第30条	○	毎年度実施	
	(見直し手続)			
第31条	第1項	○	H27年度時には見直し後、特別委員会設置	
	第2項	○	特別委員会による条例改正	